

QCサークル関東支部山梨地区個人情報保護に関する規定

1. 目的および適用

地区は個人情報の漏洩等により、幹事、会員に不利益が生じないように、情報の管理に関する基準を設ける。本規定は個人情報を扱う可能性がある地区幹事および情報を知りうる運営に関わる全ての関係者に適用する。

2. データ管理

個人情報とはある人物を特定できる氏名、住所、電話番号、e-mail アドレスを含む紙片、電子データの全てであり、地区活動にのみ利用できるものとする。データは第三者が勝手に閲覧、コピーができないように施錠、パスワードなどのデータ保護を行い保管する。ただし一般公開に承諾を受けている場合はこの限りではない。

3. 業務委託

会報誌など個人情報を含む印刷物などを第三者に委託する場合は、その契約の中で個人情報保護（守秘義務）を締結することとする。委託する第三者はP（プライバシー保護）マークを取得している会社を選定することを推奨することとし、委託した業務が完了した時点でデータの返却または破棄を確認する。

4. データの破棄

地区活動として利用目的を失ったデータは速やかに破棄することとし、安易に再生ができないよう適切な処置を行う。

5. 個人情報の取り扱いに関する明示

地区が主催、共催する各イベントの参加申込書、入会書等、個人情報を入手する場合は、その個人情報の利用目的、利用範囲を明確に示すこととする。

6. 事故発生時の対応

万が一、データの漏洩が発覚した場合は、速やかに正副地区長ならびに正副幹事長に報告し、地区長（幹事長）より関東支部、正副世話人に報告し必要な助言をいただく。漏洩した情報に応じて不利益が発生する可能性がある全ての会員に事故の事実を開示することとする。

再発を防止するため幹事長は、適切な処置終了後早い時点で、臨時の委員長会議または幹事会議を招集しその防止策をとることとする。

7. 改廃

この規定の改廃は運営企画委員会で提起し委員長会議で審議・決定し、三企画委員会で承認を得て、地区役員・幹事・会員宛に改訂版を配付する。

8. 付則

2005年 10月14日制定